

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新築住宅に係る特例措置の延長 (地方税32)(固定資産税:外)
2	要望の内容	新築住宅又は新築中高層耐火建築物である住宅で、一定の要件を満たすものについては、当該住宅に対して課する固定資産税を新築住宅は3年間、新築中高層耐火建築物である住宅は5年間、2分の1に減額する措置の適用期限を平成26年3月まで延長する。
3	担当部局	労働基準局
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和39年度 創設 昭和56、60、平成10、12年度 拡充 昭和50、54、57、60、63、平成3、5、8、10、12、14、16、18、20、22年度 延長
6	適用又は延長期間	平成26年3月31日までの2年間の適用期限の延長
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 勤労者の持家水準の引き上げを図る。 《政策目的の根拠》 勤労者財産形成促進法(昭和46年6月1日法律第92号)第1条
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅱ 意欲のあるすべての者がディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)に就ける社会を実現する 施策目標2 雇用の「質」を向上させ、安心して快適に働くことができる環境を整備する 2-8 豊かで安定した勤労者生活の実現を図る
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 勤労者の持家取得の水準は確実に上がっているところであり、さらに引き上げを図ってまいりたい。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ○勤労者の持家状況の推移(総務省「住宅土地・統計調査」) 平成10年 勤労者世帯 56.9% 平成15年 勤労者世帯 58.8% 平成20年 勤労者世帯 60.8% 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 勤労者の持家水準の引き上げを図るため、取得費用及び固定資産税評価額が高額である新築住宅を取得する際の初期費用を軽減することは効果的である。

8	有効性等	① 適用数等	891,561件（現行制度を適用した件数の過去5年の適用実績の平均による。将来も同様の適用があった場合として推計。）																						
		② 減収額	初年度 38,681百万円 平年度 140,367百万円（別紙「減収見込額」を参照のこと）																						
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成17年度～21年度） 本特例の新規適用実績（適用件数、軽減額）</p> <table border="1"> <tr> <td>平成17年度</td> <td>915,388（戸）</td> <td>41,063（百万円）</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>877,562（戸）</td> <td>39,505（百万円）</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>913,599（戸）</td> <td>39,949（百万円）</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>906,788（戸）</td> <td>39,774（百万円）</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>844,465（戸）</td> <td>38,681（百万円）</td> </tr> </table> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 勤労者の持家取得の水準は確実に上がっているところであり、さらに引き上げを図って参りたい。</p> <p>勤労者の持家状況の推移（総務省「住宅土地・統計調査」）</p> <table border="1"> <tr> <td>平成10年</td> <td>勤労者世帯</td> <td>56.9%</td> </tr> <tr> <td>平成15年</td> <td>勤労者世帯</td> <td>58.8%</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>勤労者世帯</td> <td>60.8%</td> </tr> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>—</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本措置により、勤労者の新築住宅の取得に伴う費用負担が軽減されることから、勤労者の持家取得を促進しており、減税によって得られる効果を期待できる。</p>	平成17年度	915,388（戸）	41,063（百万円）	平成18年度	877,562（戸）	39,505（百万円）	平成19年度	913,599（戸）	39,949（百万円）	平成20年度	906,788（戸）	39,774（百万円）	平成21年度	844,465（戸）	38,681（百万円）	平成10年	勤労者世帯	56.9%	平成15年	勤労者世帯	58.8%	平成20年
平成17年度	915,388（戸）	41,063（百万円）																							
平成18年度	877,562（戸）	39,505（百万円）																							
平成19年度	913,599（戸）	39,949（百万円）																							
平成20年度	906,788（戸）	39,774（百万円）																							
平成21年度	844,465（戸）	38,681（百万円）																							
平成10年	勤労者世帯	56.9%																							
平成15年	勤労者世帯	58.8%																							
平成20年	勤労者世帯	60.8%																							
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	個別に補助金の申請手続を求めて交付するよりも減税措置を講じる仕組みの方が国民、行政双方にとって負担の軽減の観点から優れている。																						
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例は一定の質的要件を満たす住宅について、その取得費用等を安定的に支援するものであり、同様の政策目的に係る他の支援措置はない。																						
		③ 地方公共団体が協力する相	—																						

		当性	
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

減収見込額調書

項目 新築住宅に係る特例措置の延長

延長による減収額

(初年度ベース)	38,681 (百万円)
(平年度ベース)	<u>140,367 (百万円)</u>

1. 初年度減収額試算

「平成21年度固定資産の価格等の概要調書」(総務省自治税務局固定資産税課)より、平成21年度に新規に対象となった軽減額は

地方税法附則第15条の6第1項・2項による軽減額

	新規軽減対象
第1項	22,788,635
第2項	15,891,985

(単位:千円)

したがって、初年度における

①新築住宅に対する固定資産税の減額(附則第15条の6第1項)	22,789 (百万円)
②中高層新築住宅に対する固定資産税の減額(附則第15条の6条第2項)	15,892 (百万円)

よって、①と②の合計額は 38,681 (百万円)

2. 平年度減収額

経年減点補正率表

	木造	非木造	平均
1年目	0.80	0.956	0.878
2年目	0.75	0.928	0.839
3年目	0.70	0.900	0.800
4年目	0.67	0.877	0.774
5年目	0.64	0.853	0.747

①新築住宅に対する固定資産税の減額(附則第15条の6第1項)

ここでの経年減点補正率は「平均」のものを用いる。

(単位:百万円)

	経年1	経年2	経年3	合計
新規対象	22,789	21,776	20,764	65,329

ここで、平年度減収額は、3年度分の合計減収額であると考えて、
65,329 (百万円)

②中高層新築住宅に対する固定資産税の減額(附則第15条の6第2項)

ここでの経年減点補正率は「非木造」のものを用いる。

(単位:百万円)

	経年1	経年2	経年3	経年4	経年5	合計
新規対象	15,892	15,427	14,961	14,579	14,180	75,038

ここで、平年度減収額は、5年度分の合計減収額であると考えて、
75,038 (百万円)

よって、①と②の合計額は 140,367 (百万円)

適用見込件数

項目 新築住宅に係る特例措置の延長

適用件数見込み 891561 件

【適用実績】

地方税法附則第15条の6第1項

平成17年度	584,705 件
平成18年度	557,852 件
平成19年度	574,178 件
平成20年度	545,775 件
平成21年度	520,024 件

本年の適用件数を、平成17年度～21年度の平均と見込むと、その平均は

$$(584705 + 557852 + 574178 + 545775 + 520024) / 5 = 556507$$

地方税法附則第15条の6第2項

平成17年度	330,683 件
平成18年度	319,710 件
平成19年度	339,421 件
平成20年度	361,013 件
平成21年度	324,441 件

本年の適用件数を、平成17年度～21年度の平均と見込むと、その平均は、

$$(330683 + 319710 + 339421 + 361013 + 324441) / 5 = 335054$$

地方税法附則第15条の6第1項及び2項の適用件数見込みは

$$556507 + 335054 = 891561$$